生産性向上のための指針

社会福祉法人　日野町社会福祉協議会
居宅介護支援サービスひだまり
ホームヘルパーステーションひだまり

１．　総則

介護現場における生産性向上に資する取り組みの促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析したうえで、必要な対応を講ずるための体制を整備するとともに、生産性向上のための指針をさだめ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減をはかることとする。

2.　生産性向上委員会の設置

（１）目的

介護の質を維持・向上させつつ、日々忙しい介護現場の職場環境をより働きやすく変えていくための対策を検討する「生産性向上委員会」を設置する。

（２）生産性向上委員会の構成

①　介護福祉課課長
②　各事業管理者
③　介護職員代表者　　２～３名
④　介護支援専門員

（３）生産性向上委員会の業務

生産性向上委員会は、定例開催（３か月に１回）の他、必要に応じて開催する。生産性向上委員会では次に掲げる事項について検討する。

①　介護記録ソフトを利用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保
②　職員に対する十分な休憩時間の確保などの勤務・雇用条件への配慮
③　業務の効率化・ケアの質の向上・職員の負担軽減を図るための職員に対する教育研修の実施

また、業務改善に向けた以下の取り組みについて行う。

８つの視点から、課題を抽出し、業務改善の取り組みを行う。

① 職場環境の整備
② 業務の明確化と役割分担
③ 手順書の作成
④ 記録報告様式の工夫
⑤ 情報共有の工夫
⑥ ＯＪＴの仕組み作り
⑦ 理念・行動指針の徹底
⑧ 利用者へのサービス提供内容の確認と改善

3. 職員研修

生産性向上に資する知識の習得、事業所方針の徹底、情報の伝達などを目的として必要に応じて研修会を実施し、職員の資質向上及び教育に努める。また、外部の研修会にも参加し、情報の収集とともに知識・技術の習得につとめる。

4. 記録の保管

生産性向上委員会の審議内容や活動記録など、当施設における生産性向上に資する取り組みに関係する諸記録は 5 年間保管する。

5. 利用者などに対する当指針の閲覧に関する事項

当指針は、利用者及び家族がいつでも事業所内で閲覧することが出来るようにするとともに、ホームページ上に公表する。

6. 附則

この指針は、令和７年３月１日から施行する。